

社会福祉法人 まちのひ

職員資格取得支援制度規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まちのひの職員が職務上必要と認められる資格取得および研修等に要する費用の一部を助成することにより、自己啓発への取り組みを支援し、職員の資質向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、まちのひ就業規則の適用範囲となる正規職員を対象とする。

(対象資格等)

第3条 支援の対象となる資格等は、法令に基づく国家資格または公的な資格で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) 介護福祉士
- (4) 介護福祉士実務者研修
- (5) 介護職員初任者研修
- (6) 他理事長が職務遂行上特に必要と認める公的資格

(支援の内容)

第4条 前条の資格取得を目指す者および研修を受講する者に対する支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士資格試験受験料に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする）を助成金として支給する。
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な一般養成施設、短期養成施設等の学費に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする）を助成金として支給する。
- (3) 介護福祉士実務者研修受講に要する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする）を助成金として支給する。
- (4) 前各号の助成金の額は5万円を限度とする。
- (5) 介護職員初任者研修受講に要する費用については全額を法人が負担する。また、業務命令として受講する場合等には受講先までの交通費についても法人負担とする場合がある。

(重複申請の禁止)

第5条 前条に定める支援を受けるに当たり、本制度と類似する他の制度との重複申請はできない。ただし、他の制度を利用して助成等を受ける際の助成額が5万円に満たない場合は、本規程により算定して得られる額との差額を申請することができる。

(支援の適用範囲)

第6条 受験料に係る助成を受けようとする職員は、同一の資格試験に要する費用について、2回を限度として申請をすることができる。

2 前項の規定に係らず、理事長が必要と認めたときは2回を超えて支援の申請をすることができる。

(申請手続き)

第7条 本規程の支援を希望する職員は、「資格取得支援申請書」(様式1)に申請内容に応じた次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 公的資格取得のための受験料領収書の写し
- (2) 公的資格受験結果通知書(合格または不合格)の写し
- (3) 社会福祉士国家試験を受験するための一般養成施設・短期養成施設等の学費の領収書の写し
- (4) 実務者研修受講の為の領収書の写し
- (5) 介護職員初任者研修受講先の受講料振込案内
- (6) 第5条但し書きの規定による場合は、助成額を証明する書類の写しなど
- (7) その他理事長が必要と認めるもの

2 支援の申請は、会計年度ごとに同一件名につき一人一件までとする。

3 支援の申請は、各種費用の納付日から1年以内の年度末までとし、期間経過後は申請できない。

(支援の決定)

第8条 理事長は、申請書の提出があった時は、第1条の目的に照らし、適否を決定し、「資格取得支援結果通知書」(様式2)により申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による申請をした者(決定を受けた者を含む)が当該申請を取り下げようとする時は、速やかにその理由を付して理事長に申し出を行わなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあった時は、当該申請はなかったものとみなす。また、支援の決定後において、当該取り下げがあった時も同様とする。

（支援決定の取消）

第10条 理事長は本規程に基づく支援決定者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の全部又は一部を取消、又は返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 本規程を活用して助成金の支給を受けた後、1年以内に退職したとき
- (3) 本規程を活用して一般養成施設・短期養成施設等に入学したのち、卒業できなかつたとき
- (4) 本規程を活用して実務者研修を受講し、研修を修了しなかつたとき
- (5) 第9条の規定により、助成金交付後に取下げをしたとき
- (6) その他助成することが不相当と認められる不正があつたとき

2 前項に規定する助成金の返還に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（受験結果等の報告）

第11条 本規程に基づき、第3条に規定する資格取得試験を受けた者は、合否発表後速やかに受験結果を報告しなければならない。

2 本規程に基づき介護職員初任者研修、実務者研修の受講を修了した者は、受講修了証の写しを提出しなければならない。

（実施規程）

第12条 この規程に定めるもののほか、実施にあたっての細部についての必要な事項は法人理事長が別に定める。

附則

1 この規程は2021年4月1日から施行する。